

公開質問状

2014(平成26)年2月21日

佐世保市長 朝長 則男 殿

石木ダム建設絶対反対同盟 連絡人 岩下 和雄
石木ダム対策弁護士団 代表弁護士 馬奈木 昭雄
石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会 代表 森田 正昭
石木川まもり隊 代表 松本 美智恵
水問題を考える市民の会 代表 篠崎 正人
石木川の清流とホテルを守る市民の会 事務局長 田代 圭介

長崎県の石木ダム建設計画に関して、以下のとおり、質問致しますので、ご回答ください

第1 はじめに

- 1 私たちは、長崎県と貴市が現在進めている石木ダム建設計画に対して、現時点では反対しております。

その理由としましては、第一にダム建設の必要性が全くないこと、第二に、ダム建設により建設予定地及びその周辺の居住者の生活、あるいは自然環境に重大な悪影響を与えること、第三に、ダム建設より優先して予算を使うべき他の事業があり、ダムを建設することは税金の無駄使いであること、です。

- 2 私たちは、合理的理由もなく感情的に、石木ダム建設計画に反対しているわけではありません。

ダム建設の必要性があり、関係者等に与える影響が少なく、かつ、潤沢な予算があるのであれば、ダム建設について容認する余地もあります。

しかし、これまで私たちが指摘してきたように(今回の地権者を含めた5団体共同ではなく、個々に、ですが)、石木ダムを建設する必要性は全くありません。そうであるにもかかわらず、貴重な税金を投入のうえ、地権者の生活や自然環境を破壊してまでダムを建設することは許されません。

私たちは、治水面において、長崎県がダム建設に頼り、川棚川で本来行うべき治水対策をなおざりにしていることを危惧しています。利水面でも同様、佐世保市の水需要が伸びずに石木ダム建設事業費分担金と関連水道事業費の支払に支障を来し、水道事業体としての漏水対策、施設更新が進まなくなることを危惧しています。

従いまして、現時点では、私たちは長崎県・貴市の石木ダム建設計画に反対せざるを得ませんし、反対する私たちの方が正しいとの確信を持っています。

3 ところで、事業認定の効果を維持するのであれば、長崎県は、平成 26 年 9 月 5 日までに、予定地の一部について、収用裁決申請手続を取ることになります。

しかし、石木ダムの必要性についてきちんと検証がされておらず、かつ、地権者の多くがまだ理解と協力に至っていない段階で、その努力を怠って収用裁決申請手続に着手することなど、全く理解できませんし、そもそも違法であると考えます。

したがって、私たちは、長崎県はかかる違法な手続をとることはないと考えています。

4 しかし、仮に、前記の通り、長崎県が平成 26 年 9 月 5 日までに収用裁決申請手続をとるのであれば、石木ダム建設の「必要性がない」と考える私たちの理解・認識が誤っていることになります。

そして、貴市が、現時点で、石木ダム事業を推進される立場をお取りになっている以上、私たちの理解・認識の誤りを訂正できるだけの事実及び資料があるはずですが。

5 そこで、貴職に対して、本公開質問書を差し出す次第です。

以下、私たちが、なぜ石木ダムの必要性がないと考えているかを、各項目に沿って根拠とともに合理的に説明します。

その立場から、客観的事実にかかる貴市の見解をお尋ねすると共に、「ダム建設の必要性がある」という見解に対して生ずる疑問を投げかけております。

貴市は、「ダム建設の必要性がある」と考えているようですから、ここで私たちが提示している疑問・質問に対して、迅速かつ容易に、そして根拠資料を添えて明確に答えられるはずですが。

従いまして、速やかに、以下の質問にご回答ください。

第 2 利水の視点からの質問

1 水需要予測について

(1) はじめに

長崎県が、石木ダムを設置する最も大きな目的として挙げるものは、佐世保地区の水需要増加に対応する利水目的です。すなわち、「佐世保地区では、水需要が急速に増大し水源確保が追いつかない、この慢性的な水源不足を解消するためには石木ダムが必要だ」というものです。

そして、長崎県は、佐世保地区の水需要予測等について以下の通りとしています。

(佐世保市水道局平成 24 年度再評価 水需要予測資料 平成 36 年度予測値)

ア 将来の一日使用水量 75,542 m³

イ 一日平均給水量 84,685 m³

75,542 ÷ 有収率 89.2%

ウ 一日最大給水量 105,461 m³

84,685 ÷ 負荷率 80.3%

エ 原水必要量 117,000 m³

105,461 ÷ 利用量率 90 パーセント

しかし、佐世保地区の水需要予測は、以下述べるように何ら客観的な根拠に基づかない不合理なものであり、およそ科学的な予測とは言えないものと考えます。

長崎県が、客観的に明確な根拠に基づかず、恣意的に佐世保地区の水需要予測を行ったうえで、この事業を推進しているとすれば、明らかに違法です。

そこで、以下、長崎県および貴市が主張する「佐世保市の水需要予測」の概要について、生活用水量、工場用水量、業務営業用水量の順に私たちの考えを述べます。

その上で、石木ダム建設の必要性があるとしている貴市に対して、当然、答えられるはずの私たちの疑問について質問をさせていただきます。

(2) 生活用水量の需要予測の誤り（生活用水量について）

ア 貴市の需要予測

「佐世保市第9期拡張事業 平成24年度再評価 水需要予測資料」（以下、「需要予測」という。）では、平成23年の給水人口を22万6800人であることを前提に、平成36年の佐世保地区のそれを20万1400人と推計した上で（需要予測33頁）、生活用水に関する状況分析を下記のようにされています。

平成6年度の大渇水後、生活用水量原単位（L/人・日）が回復せず、平成16年度まで緩やかな回復であったこと。

平成17年度、平成19年度の渇水により回復していた原単位が激減したこと。

近年、全国同規模都市の原単位が減少する中、佐世保市の原単位は明らかな増加傾向を示していること。

佐世保市の原単位減少は節水機器の普及や社会情勢の変化が影響していると思われるが、その影響を受けた上でも増加傾向にあることは節水どころではなく、（市民が）我慢をしており、一般的な受任限界を超えていること。

佐世保市の原単位は全国と同様に回復傾向にあり、石木ダムが完成し、渇水危機がなくなればさらに回復すること。

イ 私たちの考え（貴市の需要予測の誤り）

これに対して私たちは、生活用水に関する上記分析結果は、極めて杜撰なデータ分析に基づき、恣意的な評価を加えているものと考えます。以下、私たちがそのように考える根拠を述べます。

(ア) 上記 について

需要予測35頁にある表1.4-1を見ると、平成5年度の原単位は204（L/人・日）に対し、渇水が起こった平成6年は182と、22（L/人・日）減少し、その後、平成7年度に175となり、徐々に増加し、平成15年度に193となりました。その意味では、平成6年度の渇水後、緩やかな回復傾向にあると言えます（なお、上記平成15年度の原単位実績は、需要予測35頁には「204」と記載されていますが、これは計算の誤りがあります。需要予測27頁の表1-13では、佐世保地区の平成15年度給水人口は23万4144人となっています。これを基に、原単位を計算し直すと「193」となります。）

もっとも、需要予測(36頁)では「平成17年度、平成19年度に再び湧水が発生。給水制限の影響から、回復していた原単位はまたしても激減する。今回も平成6年度同様、湧水前の状態には即時回復していない。その後は、現在の平成23年度まで緩やかな回復傾向を示している。」としています。

しかし、平成17年度193に対し、その前年の平成16年度は196、平成19年度191に対し、前年の平成18年度は193です。

貴市は平成17年度及び平成19年度を湧水の年と位置付け、原単位を「激減」とされていますが、湧水の前年度との比較においては「激減」と評価されるほどの差はありません。また、平成6年湧水以後の原単位は175(H7年度)から196(H16年度)の幅で推移しており、その数値との比較においても平成17年度(193)、平成19年度(191)が「激減」とは到底いえません。仮に、平成17年度及び平成19年度の原単位が減少しているとしても、その減少を石木ダム建設によって補うことの実効性、有益性には疑問があると言わざるを得ず、私たちは、別途述べるような漏水対策を実施することで「激減」は食い止められると考えています。

(イ) 上記 について

需要予測(36頁)では、「近年、全国同規模都市の原単位が減少傾向の中、本市においては湧水(給水制限)時のみ減少しており、その他の期間は明らかに増加傾向を示している。」とされていますが、これも杜撰な分析と言わざるを得ません。

すなわち、前出の表1.4-1に記載されている直近5か年の原単位実績の推移をみると、平成19年度191(L/人・日、以下単位は同じ) 平成20年度188 平成21年度189、平成22年度190 平成23年度189となっており、これは「明らかな増加傾向」とはいえませんが、仮に原単位の数値が正しいとすれば、むしろ減少傾向と判断することがより適切であり、「増加傾向」とする点は単純な数値の比較について誤った分析を加え、極めて恣意的な評価をしていると言わざるを得ません。

(ウ) 上記 について

「佐世保市の原単位減少は、全国と同様に節水機器の普及や社会情勢の変化が影響していると思われるが、その影響を受けた上でも増加傾向にあることは節水どころでは無く、(市民が)我慢をしており、一般的な受任限界を超えている」と分析した上で、石木ダムが完成すれば、湧水危機がなくなり原単位がさらに回復すると結論づけています。

しかし、佐世保市民が我慢をしており、一般的な受任限界を超えるとの分析は、極めて主観的で、根拠が明らかではありません。また、何を基準に「一般的な受任限界」を定めているのか明らかではありません。

仮に根拠なく市民の意思を推測し「我慢」しているとか「一般的な受任限界を超えている」と結論付けるのは、行政の判断として極めて不適切と考えます。

ウ 小括

以上のとおり、生活用水原単位の需要予測においては、数値の分析が杜撰であり、極めて恣意的な評価と結論が導き出されており、私たちは到底納得することはできません。

そこで、以上の生活用水量の視点から以下の質問をいたしますので、回答下さい。

- (ア) 平成 17 年度及び平成 19 年度の原単位の減少を「激減」と評価した分析過程を明らかにして下さい。また、その評価を導出した根拠をお教え下さい。特に「何年と比べて激減」なのか、対象の年と水量を明示して下さい。
- (イ) 需要予測において、近年の原単位の推移を「増加傾向」と評価した分析過程を明らかにして下さい。なお、そのような評価を導出する際に用いた資料等をご開示下さい。
- (ウ) 私たちは、佐世保市の原単位の増加傾向はそもそもないと考えますが、そうであろうとなかろうと、貴市が、少なくとも「佐世保市民は、水使用について受忍限界を超えて我慢している」と評価していることは明らかです。そのように評価した過程を明らかにして下さい。なお、そのような評価を導出する際に用いた資料（例えば佐世保市民への意向調査等）があるはずですから、御開示下さい。

(3) 工場用水量の需要予測の誤り

ア 貴市の工場用水の需要予測

貴市水道局の水需要予測資料によれば、工場用水の需要は、2011年度の実績である1、890 m³/日から目標年度の2024年度には小佐々地区水道施設統合分794 m³/日を含めて8、979 m³/日、つまり4.75倍も増加すると予測しています。その最大の根拠は、貴市の工場用水の最大需要先である佐世保重工業株式会社（以下、「SSK」と言います。）の水道使用量が2011年度の1、166 m³/日からわずか4年後の2015年度以降は5、691 m³/日と4.88倍にも急激に増加すると予測です。貴市水道局が作成した資料によれば、「SSKでは経営方針の変更に伴い、修繕船の売上高を約2倍見込んである。」（佐世保市第9期拡張事業平成24年度再評価水需要予測資料）という記載があり、それを理由にSSKの水道使用量を急激に増加させています。

また、SSK以外の工場用水についても、小口の需要先の使用量が2011年度実績から6年後には1.5倍に増加し、さらに新規の工業団地での使用量が純増すると予測しています。

イ 私たちの考え（貴市の需要予測の誤り）

しかし、私たちは、上記の貴市水道局の工場用水の需要予測は、全く根拠のない不可解きわまりないものと考えています。

(ア) まず、工場用水の最大需要先のSSKの水道使用量の急増についての誤りについて述べます。

貴市水道局の言うSSKの「経営方針の変更」とは、2012年10月25日にSSKが発表した「向こう3カ年の経営方針（「事業再構築について」において、艦艇・修繕船事業の増強を発表したことを指しています。

しかし、SSKの艦艇・修繕船事業の売上高は、2011年度実績が約86億円(総売上高×13%)であるところ、「向こう3カ年の経営方針」における2014年度の艦艇・修繕船事業の売上高目標は100億円で、2011年度実績の1.16倍です。さらに、2013年5月17日にSSKが発表した「新中期経営計画」によれば、艦艇・修繕船事業の売上高目標は下方修正され、2015年度の売上高目標は95億円で、2011年度実績のわずか1.10倍にすぎません。すなわち、貴市水道局が立てた水需要予測の前提である「SSKの修繕船の売上高を約2倍見込む」こと自体が誤っているものと考えられます。通常「1.16倍」を「約2倍」とは表現しません。

さらに、仮にSSKの艦艇・修繕船事業の売上高が2倍になったとしても、なぜ水道使用量が4.88倍にも急増するのかという点について、売上高と水道使用量の関係は不明であり、これまで私たちが納得できる十分な説明や十分な資料の提供はなされていません。

以上のように、SSKの工場用水の使用量がわずか4年で4.88倍に急増するという貴市の需要予測は、予測の前提自体が誤っている上、需要増加の根拠も不明であると言わざるを得ません。

(イ) 次に、SSK以外の工場用水について述べます。

貴市水道局は、小口の需要先の使用量が2011年度実績の724m³/日から6年後の2017年度以降は1.5倍の1,114m³/日に増加するとしています。

しかし、貴市の工場用水使用量は全体として明らかに減少傾向が続いており、小口需要先だけをみても上記2011年度実績は1994年度の1,759m³/日の41%程度にまで落ち込んでいます。

それにもかかわらず、貴市水道局は「湯水と経済不況の影響が強く出ており、この傾向で予測する時系列分析は適切でない」と一方的に決めつけ、なぜか結論としては、「最低でも過去20年平均までは回復する見込みが高いと判断し過去20年平均を採用する」としています。しかし、貴市のこの予測に何らの合理的根拠がなく、そのことが現実の利用状況に照らして、日々証明されていることは多言を要しません。

(ウ) さらに貴市水道局は、工場用水の需要予測について、目標年度の2024年度には、新規分として佐世保テクノパーク、水産加工団地、つくも苑跡工業団地の合計1,380m³/日の使用量が純増すると予測していますが、この予測に関しても、工場進出が予定通りにされるのか未定であります。

そもそも貴市の工場用水の6割以上を占めるSSKの需要予測自体が全く誤っているのですから、仮に工業団地の新規分の予測がある程度合理性があったとしても、工場用水全体の予測の誤りには何の影響もないと考えます。

ウ 小括

以上述べてきたように、私たちは、目標年度の2024年度には2011年度実績の4.75倍にも需要が増加するという貴市の工場用水の需要予測は、全く根拠のな

い不可解なものと考えています。この点、長崎県の県庁所在地である長崎市は、2013年3月の新たな水需給計画において、目標年度の2025年度の工場用水は2011年度実績の1.17倍としており、それに照らしても、貴市の予測がいかに突出した現実とかけ離れた数値であるかが明らかです。

エ 質問事項

以上述べたとおり、貴市の工場用水需要予測は客観的根拠のないものであり、また現実から大きく乖離したものであって、石木ダムの必要性を殊更作り出すための予測としか考えられません。

それでも貴市の需要予測が正当だというのであれば、以下の私たちの質問に対して、速やかに明確かつ合理的な回答ができるはずです。

(ア) SSKの工場用水について

SSKの艦艇・修繕船事業の売上高と水道使用量について、「向こう3カ年の経営方針」と「新中期経営計画」によれば、売上高は2011年度実績の1.10倍から1.16倍であるのに、貴市の予測が「約2倍」とする理由をお教え下さい。

売上高の増大と、水道使用量の増大との相関関係を示す資料はあるのでしょうか。特にSSKの業種に関するものはあるのでしょうか。あるのであれば、お教え下さい。あわせて売上高から水道使用量を導く計算式についてお教え下さい。

前記の予測を立てる前提として、SSKの過去の水道使用量はどのくらいであったのか、及び今後一日最大どの程度の水道使用量を予定しているか、に関する具体的な数字について、当然ヒアリング等の調査をしているはずですのでお教え下さい。この点、長崎県が示した事業認定庁の意見対照表によれば、「起業者は、SSKの経営方針の転換を受けて意向調査を行ったところ、同社からは4,412 m³/日は最低限必要との文書による回答を確認している」との記載がありますので、SSKに対するヒアリング調査をしたということのようですので、SSKの回答文書も併せてご開示下さい。

水道使用量が4.88倍に急増するという予測は、SSKと何らかの協議を経て決定されたものか、それとも貴市の単独の見解なのかお教え下さい。

貴市水道局がSSKの需要予測をするにあたり、「向こう3カ年の経営方針」と「新中期経営計画」以外で使用した資料があれば、その資料の名称と内容、策定年月日等をお教え下さい。

SSKの、2011年度、2012年度及び2013年度のうちの2013年4月～12月の、各水道使用量はどれくらいでしょうか。また、その実績は、貴市が立てたSSKの需要予測と合致しているのかお教え下さい。

(イ) SSK以外の工場用水について

小口需要先の需要の減少傾向が続いているにもかかわらず、「最低でも過去20年平均までは回復する見込みが高いと判断し過去20年平均を採用する」とし

た根拠についてお教え下さい。

新規分として計上した佐世保テクノパーク、水産加工団地、つくも苑跡工業団地の増加需要の根拠について、工場進出の予定等、具体的な資料をもとにお教え下さい。

貴市水道局の工場用水の需要予測は、新規の事業のみを考慮していると思われるますが、事業の終了による需要減少を考慮したのかどうか、考慮していないとすればその理由をお教え下さい。仮に考慮したのであれば、需要予測のどの部分で考慮されているかお教え下さい。

SSKを除く工場用水の、2011年度、2012年度及び2013年度のうちの2013年4月～12月の各水道使用量はどれくらいでしょうか。また、その実績は、貴市が立てた需要予測と合致しているのかお教え下さい。

(4) 業務営業用水量の需要予測の誤り

ア 貴市の業務営業用水量の需要予測

貴市水道局の水需要予測資料によれば、業務営業用水量の需要は、2011年度の実績である17、486 m³/日から、目標年度の2024年度には小佐々地区水道統合分321 m³/日を含めて23,323 m³/日、つまり1.33倍も増加すると予測しています。その根拠は、小口需要先の需要が観光客数の増加に対応して増加する、大口需要先である米軍と自衛隊については過去最大値を採用する、新規分の需要が見込めるというものです。

イ 私たちの考え（貴市の需要予測の誤り）

(ア) 小口需要先

貴市は、観光客の増加に対応して需要が増え、2011年度実績の14、703 m³/日から、目標年度の2024年度には17、359 m³/日に増加するとしています。しかし、貴市の観光客数は実績として減少傾向にあるのに、2011年度以降は右肩上がりに増え続けるという予測の根拠が全くわからない上、業務営業用水量の需要が観光客数の増加に対応して増えるというのは、因果関係が全く不明であり、合理性があるとは思えません。

このように、業務営業用水量の需要は、貴市において減少傾向にあり、将来増加傾向に転じるとは考えられません。

(イ) 大口需要先

貴市は、米軍と自衛隊の大口需要先について、それぞれ過去最大の需要実績の数値（米軍は2000年度の2、279 m³/日、自衛隊は1987年度の1、955 m³/日）が2017年以降続くと予測していますが、この予測にも何ら根拠がないことは明らかです。

ウ 小括

以上述べてきたように、私たちは、目標年度の2024年度には2011年度実績の1.32倍に需要が増加するという貴市の業務営業用水量の需要予測は、全く根拠

のないものと考えています。この点でも、長崎県の県庁所在地である長崎市が、2013年3月の新たな水需給計画において、目標年度の2025年度の業務営業用水量の需要は2011年度実績の0.96倍に減少すると予測しています。

エ 質問事項

以上述べたとおり、貴市の業務営業用水量の需要予測は客観的根拠のないものであり、また現実から大きく乖離したものであって、石木ダムの必要性を殊更作り出すための予測としか考えられません。

それでも貴市の需要予測が正当だというのであれば、以下の私たちの質問に対して、速やかに明確かつ合理的な回答ができるはずです。

小口需要先について、業務営業用水量の需要は減少傾向にあるにもかかわらず、将来増加傾向に転じると考える根拠をお教え下さい。仮にそれが観光客の増加に対応して需要が増えるという点にあるのであれば、その因果関係を示す客観的データをもとにお教え下さい。

貴市の観光客数は実績として減少傾向にあるのに、2011年度以降は右肩上がりが増え続けるという予測の根拠をお教え下さい。

貴市の観光客数の、2011年度、2012年度及び2013年度のうちの2013年4月～12月はどれくらいでしょうか。また、その実績は、貴市が立てた予測と合致していますかお教え下さい。

米軍と自衛隊の大口需要先について、それぞれ過去最大の需要実績の数値を採用する合理的根拠をお教え下さい。

また、その年に米軍及び自衛隊で水道水を利用した利用人口はどれくらいだったのでしょうか。あわせて、現在のそれについてもお教え下さい。

2 安定水源量について

(1) はじめに

上記のように、私たちは、長崎長崎県が予測する「佐世保地区の水需要予測」は、明らかに過大であると考えています。

ところで、仮に、長崎県が予測する「佐世保地区の水需要予測」が過大とまでは言えず、確かに今後、100,000 m³/日前後の給水量を確保する必要があるとしても、私たちはそれでもやはり、石木ダムは必要がないと考えています。

(2) 安定水源量にかかる長崎県の見解

ア まず、長崎県は、上記のように、佐世保地区で将来必要となる一日当たりの安定給水量は117,000 m³であるところ、現在、佐世保地区が保有している水源量は日量77,000 m³でしかないので、どうしてもあと40,000 m³の水源の確保が必要であると主張しています。

その根拠は、貴市水道局が作成した「佐世保市水道施設整備事業再評価」と思われます。これによると、「佐世保地区における水源は、多くの水源を保有しているものの(全体水量105,500 m³/日)、その内、安定水源は77,000 m³/日(73%)であり、

28、500 m³/日(27%)は不安定水源である」とされています。

なおそこで「不安定水源」とされているのは、「河川水」では、川棚川水系川棚川の「川棚水源 5、000 m³/日」、相浦川水系相浦川の「四条橋水源」、同「三本木水源」、合計 22、500 m³/日及び④「湧水」の「岡本水源 1、000 m³/日」です。

イ しかし、ここで「不安定水源」と表記されている4つの水源については、過去の実績をみると、普通に供給されています。すなわち、1992年から2004年には90、000 m³以上の一日最大給水量が毎年記録されていますし、うち1994年、1999年、2001年には100、000 m³以上の一日最大給水量が記録されています。これはいずれも、この不安定水源を利用していたから可能となったことです。

それどころから、平成19年の渇水の時でさえも、この不安定水源から一日21、000 m³が利用されていました。

このように、平時から利用されている上に、渇水時でさえも利用できる以上、それは「不安定水源」ではなくて、明らかに「安定水源」です。

従いまして、佐世保地区においては、長崎県も認める77、000 m³に、平成19年の渇水時にも利用できた21、000 m³を加えた日量98、000 m³程度は、「安定的な供給能力」を有していると、言わざるを得ません。

確かに「不安定水源」とされているものは慣行水利権、暫定水利権などであり、許可水利権ではありません。その意味で形式的(法律的)には「不安定」かもしれませんが、これは河川管理者である長崎県が水利権を許可すれば簡単に解決する問題です。

(3) 質問事項

従いまして、私たちは、佐世保地区では、十分な安定水源量があり、石木ダム建設の必要性については、慎重に判断すべきと考えております。

そこで、私たちのこの理解が正しいかどうかを明確にするために、以下の質問をさせていただきます。私たちの理解が誤っているとお考えならば、是非、以下の質問に根拠資料を添えて明確かつ迅速にご回答ください。

ア 貴市において、2000年度から、2012年度までの13年間で、一日の取水量が77、000 m³を超えた日及びその日の供給水量を、全てお教え下さい。

イ 2000年から、2012年までの13年間で、前記「不安定水源」とされる4つの水源から、取水した日及びその取水量を全てお教え下さい。

ウ 私たちは、上記4つの水源を「不安定水源」と表現しているのは、「水量が不安定」という意味ではなくて、「水利権が明確ではない」という意味であると理解していますが、いかがでしょうか。貴市の認識をお教え下さい。

エ 貴市は、その4つの水源を許可水源とするための手続きを検討したことはありますか。

あるならば、その検討結果をお教え下さい。

ないならば、今後検討する意思があるかどうかをお教え下さい。

いずれもないのであれば、なぜ今まで検討をせず、今後も検討をしないのかお教え

下さい。

オ 私たちは、上記4つの水源を許可水源とすれば、貴市の水不足の大部分は解決すると思いますが、いかがでしょうか。

4 小佐々地区の水源について

(1) 私たちの理解によれば、小佐々地区水道の保有水源概要は下記の通りです。

取水・貯水施設				浄水施設			
名称	貯水量(m ³ /日)	備考	竣工年月	名称	計画浄水量(m ³ /日)	処理方式	竣工年月
鎌投水源	900	深井戸		田原浄水場	3520	急速ろ過	
平原水源	150	深井戸					
つづらダム	2470		S56	楠泊浄水場	480	緩速ろ過	S39
楠泊ダム	480		S41				

小佐々地区水道施設概要(佐世保市上下水道ビジョン表 3.3 主要な水道施設概要(取水・貯水・浄水)より)

以上の点に関連して(2)記載の質問事項にご回答ください。

(2) 質問事項

ア 以上の小佐々地区の水源に関する理解が間違っているのであれば、間違っている箇所とその具体的内容を資料と共にお教えください。

イ 小佐々地区の保有水源は統合によって佐世保市水道局の保有水源に含まれることとなりますが、万が一その認識が間違っているのであれば、その理由を資料を添えてお教えください。

ウ 小佐々地区の保有水源が佐世保市水道局の保有水源となることが、石木ダムの計画に反映されているか否かをお教えてください。

仮に、反映されているとすれば、どの数値について、具体的にどのように反映されているか資料と共にお教えください。

仮に、反映されていない場合は、なぜ反映されていないのか、具体的な理由について根拠資料と共にお教えください。

5 下の原ダムの嵩上げによる保有水源量評価

(1) ところで、下の原ダムは、H19年2月に5.9m嵩上げされているところ、その工事にかかる私たちの認識は以下の表記載のとおりであり、有効貯水量は863,000 m³増大し、それまでの1.65倍にあたる2,182,000 m³になっています。

その結果、その計画取水量は3,000 m³/日増大するとされていますが、他方で、その他の各貯水池が堆砂などで能力が低下しているとして合計3,000 m³/日削減し、全体の総計画取水量は変更なしとしています。

以上の点に関連して(2)記載の質問事項にご回答ください。

下の原ダム 5.9m嵩上げ(H19年2月完成)前後の各貯水池の計画取水量(m³/日)

	下の原	山の田	菰田	転石	相当	川谷	合計
下の原嵩上げ前	11,800	8,000	12,600	3,000	6,000	14,000	55,400
下の原嵩上げ後	14,800	6,300	12,600	2,700	5,700	13,300	55,400

下の原ダム 5.9m嵩上げ前後の有効貯水能力(m³)

下の原嵩上げ前	1,319,000
下の原嵩上げ後	2,182,000
嵩上げ前後の比率	1.65

(2) 質問事項

ア 下の原ダムの嵩上げ工事により同ダムの貯水能力が増加したという私たちの理解が間違っているのであれば、間違っている箇所と根拠資料を添えてお教えてください。

イ 下の原ダムの嵩上げ工事により貯水能力が増加することにより、計画取水量は3,000 m³/日増大するとの結論にいたるまでの計算過程について根拠資料と共にお教えてください。

ウ 上記のその他の貯水池(除く下の原ダム)における貯水量の低下が合計3,000 m³/日とした計算過程を根拠資料と共にお教えてください。

エ 仮に、その他の貯水池(除く下の原ダム)の貯水量が低下したとして、低下した貯水量回復のために上記その他の貯水池(除く下の原ダム)について貯水池底土の掘削等具体的な工事がなされたか否か、お教えてください。

仮になされたのであれば、いつ、どの貯水池について、いかなる工事がなされたのかお教えてください。

仮に本質問への回答をされる時点において、上記工事がなされていないければ、現時点で工事がなされていない理由をお教えてください。

6 有収率・負荷率について

(1) 前記のように、長崎県の「将来の一日使用水量 75、542 m³」という予測は過大ですが、長崎県は、それを前提にしたうえで「有収率 89.2 パーセント」「負荷率 80.3%」「利用量率 90%」として、前記のように、一日最大必要量を 117、000 m³としています。

しかし有収率 89.2 パーセントというのは、低い数値であり、これは 90 パーセント以上にできるはずです。実際大規模水道事業体の 3 分の 2 以上がすでに達成しています。

この 89.2 パーセントが、過去の実績から算出されたものであるとすると、ロス(漏水)が相当大きいことが窺えます。とすれば、まずは漏水対策をすることが先決のはずです。

また、負荷率 80.3 パーセントというのも低すぎます。過去 10 年間最低値を取れば 84.8 パーセントであり、5 年間最低値であれば 85.9 パーセントです。

(2) 質問事項

従いまして、私たちは、佐世保地区の有収率・負荷率を改善させることが、佐世保地区の利水状況を改善するための優先課題であり、石木ダム建設の必要性については、その後に慎重に判断すべきであると考えております。

そこで、私たちのこの理解が正しいかどうかを明確にするために、以下の質問をさせていただきます。私たちの理解が誤っているとお考えならば、是非、以下の質問に根拠資料を添えて明確かつ迅速にご回答ください。

ア 過去 25 年の貴市の「有収率」「有効率」「負荷率」及び「利用量率」の実績をお教えてください。

イ 現在、貴市では「漏水対策の努力をしている」「平成 36 年度の有効率の目標を 92.5%としている」と聞いていますが、間違いはないでしょうか。

これを前提に以下の点をお尋ねします。

(ア) 目標年度及び目標率を決定したのは貴市でしょうか。貴市ではない場合、決定した機関名をお教えてください。

貴市である場合、決定に至った手順をお教えてください。

またその場合、事項以降の質問にもお答えください。

(イ) 平成 36 年度を目標の年、とした理由はなんでしょうか。

(ロ) もっと早く、この目標は達成できないのでしょうか。

(ハ) 36 年度に目的を達するため、どのような対策・工事をいつ頃行う、ことになっていきますか。その具体的タイムスケジュールをお教えてください。

(ニ) 92.5%を目標値、とした理由はなんでしょうか。

(ホ) もっと高い有効率を目標値としない理由はなんでしょうか。

ウ 石木ダム建設計画において、「有収率 89.2 パーセント」「負荷率 80.3%」「利用量率 90%」という数値が設定された過程において、貴市はどのような形でその決定に関与していますか。

貴市が関与した手順をすべてお教えてください。

第3 終わりに

1 以上の質問事項につき、平成 26 年 3 月 7 日(金)(消印有効)までに、書面にてご回答下さい。あわせて、その回答の真実性を担保する資料をお付け下さい。

「回答期限が短い」とお考えかもしれませんが、いずれも貴市においてすでに検討済みの質問であり、すでに回答が手元にあるはずで、そうでなくては、この事業を長崎県とともに進めることはできないからです。

2 その上で、同月 14 日(金)の午後 7 時に、貴県東彼杵郡川棚町川原のこうばる公民館にお越しいただいた上、貴職ご自身から、本公開質問状に対するご回答とこれに関する説明を直接していただくとともに、ご回答に関する当方からの質疑の場を設けていただきたいと考えております。

強制収用手続という国民の生活・財産等の種々の権利に重大な影響を与える手続を取ろうとしている長崎県とともに事業を進める以上、貴職には、自ら、私たちの質問に回答し、私たちの誤解を解く必要性があり、かつその義務があります。

そこで、本公開質問状の回答に、貴職に上記日時にこうばる公民館にお越しいただける旨付記して下さい。また、どうしても上記日時のご都合が悪く、近い日時でお越しいただける場合は、その旨ご連絡下さい。

- 3 何の連絡もないまま、平成26年3月7日までに回答書をいただけない場合、あるいは、回答書に、貴職が上記公民館においてになる旨の付記がなされていない場合には、貴職には、上記公民館にご説明においてになる意思がないものと判断せざるを得ません。その場合には、やむを得ませんので、私たちが貴職の見解を伺うべく、直接、貴県庁舎に回答をお尋ねに参ります。

その場合、平成26年3月14日(金)午後3時にお伺いしますので、よろしく対応下さい。

- 4 なお、書面でのご回答は下記宛にご郵送下さい。

また、本書面へのお問い合わせ等につきましても下記事務所をお願いいたします。

記

〒806-0021

福岡県北九州市八幡西区黒崎3丁目1番7号

アースコート黒崎駅前BLDG.4階

黒崎合同法律事務所

弁護士 平山博久

TEL 093-642-2868

FAX 093-642-2856

以上